

埼玉県社会保険労務士会越谷支部 役員褒賞金規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県社会保険労務士会越谷支部理事、監事（以下「役員」という。）の褒賞金について定めたものである。

(表彰条件)

第2条 当支部の役員が、継続して2期以上役員として在任し、その任務を全うして退任し、功績が認められるときは、感謝状を贈り褒賞金を支給する。

(褒賞金の額)

第3条 継続して2期在任した役員には30,000円、継続して3期以上在任した役員には50,000円を支給するものとする。

(改定)

第4条 この規程の改定は、理事会の承認を得て行う。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年11月16日から施行する。

変 更 履 歴

改正年月日	変更の条項	変更内容	変更履歴
平成28年11月16日	附則2	春日部支部役員在任年数を加算するという条文を削除	条文削除